

平成23年9月20日

保護者 各位

西端小学校長 杉浦 宏幸

暴風警報発令時の対応について（お知らせ）

現在、強い台風15号が奄美市の東にあり、ゆっくりと北上し西日本に接近しています。台風の中心気圧は960hPa、最大風速は40m/sで、今夜から明日にかけて東海地方が暴風域に入る恐れがあります。明日の授業が危ぶまれますが、22日も校外学習（1年～4年）が予定されており、今後の台風情報にご注意ください。

暴風警報が発令される場合もあり、警報発令時の対応についてお知らせします。

『暴風警報』発令時の対応

○ 次のどこかに『暴風警報』が発令された場合が対象となります。

「愛知県全域」 または 「愛知県西部」 または 「西三河南部」

※注意「大雨警報」や「波浪警報」などは対象外です。

1 児童が登校する前に警報が出ているとき

(1) 始業時刻2時間前（午前6時20分）までに、警報が解除された場合

・平常通りの授業です。

(2) 午前6時20分から午前11時00分までの間に、警報が解除された場合

・解除された時刻の2時間後から授業を始めます。

<例> 午前8時30分に解除されたら、午前10時30分から授業を開始することになるので、3時間目からの授業が行われます。

例外として、午前10時30分から午前11時00分の間に解除された場合は、家で昼食をとって、午後1時までに登校します。5時間目の授業から実施します。

(3) 午前11時00分を過ぎても警報が解除されない場合

・当日の授業は中止になり、休校となります。

2 児童が登校後に警報が出た場合

(1) 授業を中止して、速やかに下校させます。

(2) 児童クラブは閉所になるので、保護者のお迎えが必要となります。